

地方自治法第199条第12項の規定により平成29年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置状況について次のとおり公表する。

多久市監査委員 眞木 國男
 多久市監査委員 角田 一彦

監査の対象	健康増進課	
指摘を受けた監査結果	平成30年3月30日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○注意を求める事項</p> <p>・小児肺炎球菌等の予防接種業務（個別）の委託契約に係る起案及び契約締結日が年度開始前となっているものがある。新年度の予算執行に係るものについては、年度開始後に行われたい。（1件）</p>	<p>年度開始後に委託契約を締結するようにします。</p>

監査の対象	教育振興課	
指摘を受けた監査結果	平成30年3月7日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○指摘事項</p> <p>・文化振興関係契約等（H28） 決裁のない契約がある。契約を行う場合は起案し決裁を受けられたい。</p>	<p>○指摘事項</p> <p>・文化振興関係契約等（H28） 多久市児童センター2階の社会教育関係団体スペースにパネルスクリーンを設置するため、購入請書を締結しましたが、起案書の作成、決裁を遺漏しておりました。 今後の契約事務においては事務決裁規程を順守し適正な事務の執行に努めます。</p>

<p>・社会教育団体補助金関係綴（H28） 青少年育成市民会議推進活動事業補助金及び児童愛護班活動事業費補助金について決算額以上の補助金を交付している。補助金交付事務の審査について適正に行われたい。</p>	<p>・社会教育団体補助金関係綴（H28） 多久市青少年育成市民会議推進活動事業補助金及び多久市児童愛護班活動事業費補助金において、決算額が補助金交付決定額を下回り、翌年度事業に充てるため繰越金として経理されておりました。 今後の補助金交付事務においては、補助金交付要綱に基づき適正な事務を執行するよう努めます。</p>
--	--

監 査 の 対 象	福祉課	
指摘を受けた監査結果	平成30年3月30日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○指導注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書について 平成29年4月1日に締結された「多久市私立認可保育所保育料納入指導事務に関する契約」の契約書冒頭において、契約者甲については、代表者名が記されていないものの多久市として定義されているが、契約者乙については、契約が成されている8法人全てが定義されていない。契約者は団体名と代表者名を記載するようにされたい。また、10社会福祉法と契約する旨の起案・決裁であるが、8法人分の契約書が綴られており、2法人分については不明な状態であるので、顛末を記されたい。 	<p>契約者を団体名と代表者名を記載し、契約書を取り直しました。</p>	